

津藩及び久居藩と『職原抄引事大全』

金, 英燦
九州大学大学院博士後期課程

河内, 重雄
九州大学大学院修士課程

<https://doi.org/10.15017/8961>

出版情報 : 文献探究. 43, pp.57-71, 2005-03-31. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :

津藩及び久居藩と『職原抄引事大全』

一 はじめに

慶長十三年（一六〇八）、藤堂高虎が伊賀の上野藩と伊勢の安濃津藩を合わせ、津（今の三重県津市）を主城とし、伊賀の上野にも城代を置いたのが津藩（藤堂藩ともいう）である。後、寛文九年（一六六九）に、藤堂高通が兄の藤堂高久（津藩三代目藩主）から五万石を分ち与えられ、独立したのが久居藩である。

これから紹介する津藩（藤堂藩）や久居藩に関する資料、植木悦著『職原抄引事大全』は、江戸時代における藩と朝廷のつながりについての情報を提示するに過ぎない。従って、これだけでは単なる材料ではない。しかし、幕府と朝廷、藩と幕府のつながりといった側面はこれまで色々研究されているが、藩と朝廷というつながりは、武家諸法度などの幕府の出した法令に重きを置くあまり、研究に片寄りがあり、材料がいささか心もとない。藩と朝廷のつながりに関する違った角度からの材料を提供すること、本稿の狙いはこれに尽きる。

（金・河内）

二 植木悦とその周辺

まず、津藩及び久居藩が植木悦を召し抱えた理由を少し考えてみようと思うが、そのために植木悦とその周辺を概観してみよう。

植木悦は生年未詳、元禄十一年（一六九八）に亡くなっている。名は悦、長春、幼名は常成、通称、由右衛門と呼ばれ、号に升安、橋生斎、東林耕人があり、出家後は道可と号した。いつ頃からかは分からないが、小幡景憲の門に入り甲州流兵学を学び、そのこともあって、寛文二年（一六六二）に津藩三代目藩主藤堂高久に謁見、弟の高通の軍学師として合力金二十五両で召し抱えられた。同九年（一六六九）に藤堂高通が分封し、久居藩初代藩主となったとき、植木悦はその臣下となって二百五十石を賜った。その翌年、久居築城の命を受けて工事に当たるが、石垣や塀についての幕府の示達があったため、変更を重ねて防備・民治を考慮して町割の縄張をし、寛文十一年三月に御殿の上棟が終わった。著書の『職原抄引事大全』は万治二年（一六五九）刊行。

植木悦が甲州流兵学を学んだ小幡景憲は、元龜三年（一五七二）に

金 英燦
河内 重雄

甲斐武田氏の家臣小幡又兵衛昌盛の三男に生まれ、寛文三年（一六六三）に亡くなっている。景憲を祖とする甲州流兵学は幕府の兵制の基本となったこともあり、門下の人数は二千人に及んだ。

津藩三代目藩主藤堂高久は、寛永十五年（一六三八）に生まれ、元禄十六年（一七〇三）に亡くなっている。承応三年（一六五四）に従四位下和泉守に叙任、寛文九年に五万石を弟佐渡守高通に、三千石を正次郎高堅に分かち与える。『藩学史談』（昭和十八年六月、文松堂書店）「津藩文教の回顧」には「第三代の藩主藤堂高久も亦学を好み士を愛して多くの儒士を聘し、就中嵯峨の処士石川三左衛門を挙げて藩の教授となしたのである」とある。

久居藩初代藩主藤堂高通は、正保元年（一六四四）に伊勢国津に生まれ、元禄十年（一六九七）に亡くなっている。万治二年に従五位下佐渡守に叙任、寛文五年に玄猪の嘉儀として當にのぼっている。これより後、玄猪及び御謡初るときに登宮するよう仰せつかり、代々例とした。寛文九年に兄高久より封地、伊勢国河曲、三重、一志、安濃、安芸、鈴鹿、大和国十市、山辺、城上、添上、山城国相楽十一郡のうち五万石を分かち与えられる。後代々柳の間に候じ、城主の班に列している。天和元年（一六八一）には命により勅使関白九条輔実を接待し、元禄二年には神宮遷宮警衛を命じられている。

植木悦についてのところで述べたように、津藩及び久居藩が植木を召し抱えた理由は、植木の兵学者としての側面が大きいと思われるし、事実そのように考えられてきた。『伊勢久居藩史（藤影記）』二二一「久居の軍学」には、

植木升安（名は悦、一の名長春）は小幡道牛翁の門に駿逸の誉

あり、其の皆伝を受けて寛文中に高通公に聘用せられ、久居城の縄張をしたことは既掲の如くである。升安は高通高堅二公に歴史として其の学を家に伝へ、四代まで学統を受継いだ。併し高陳公以来は小幡流の勢力衰へ、同流と特別関係のあつた三代目藤堂源助さへも、子孫に遺言して、小幡流を学ぶなといふに至つた。そこで小幡流は遂に植木の家を去つて山岡、玉置の二家に順次相伝せられ、漸次衰替して藩士間では、小幡は古風にして、実用に適せずなどと云ふに至つた。

とあり、深谷克己著『津藩』（平成十四年三月 吉川弘文館）にも、

その年（筆者注―寛文十年）の内に、新規召抱の兵学者植木由右衛門の主導で殿舎・馬場・射場・侍屋敷・町屋の縄張に着手して地均し普請が開始された。膨大な人力を投入して、寛文一年には殿舎のほか、侍屋敷二〇〇戸、町屋約五〇〇戸もできあがり、七月には新藩主高通が入部して家中謁見、大小庄屋・町年寄引見も行われた。計画では軍事的な機能も持つ城郭を計画しようであるが、それは実現しなかった。殿舎（久居館、御殿）の構造からは陣屋町であったが、大手町・本町・寺町などの町割からみれば、城下町の規模を持っていた。そして藩主は城主格大名として認知され、江戸では向柳原に上屋敷・中屋敷、本所に下屋敷を構え、久居藩は小藤堂と呼ばれるようになった。（傍線は筆者。以下、引用文における傍線は全て筆者による）

とあることから、そのことはうかがえよう。しかし、津藩及び久居

藩にとつての植木召し抱えは、そのためだけのものだったのであろうか。『藩学史談』「津藩文教の回顧」には次のようにある。

これ等は領主の方からの施為であるが、更に民人の方から考へると、元来勢伊の二州は、古来王城の地たりし奈良や京都に近く、早くから文化の光に浴した地方である。西に於ては、古代大和朝廷から伊勢地への通路たりし青山越、即ち大体今日の参急線に沿つた長谷名張街道を通して、又東にあつては、所謂伊賀越、即ち大体今の関西線に沿うて京都・伏見から東海道の本路に出る街道を通して、中央との交通は絶えず行はれたものであり、その地は山あり海あつて薪炭魚介に富み、田野は広く且よく開けて人煙は稠密に、その上風景に富み、何と言つても洵に恵まれた地方なのである。殊に、畏くも大廟（筆者注―伊勢神宮のこと。伊勢神宮は神社の中でも最も朝廷とのつながりが密であると言える）の鎮座まします神都があつて、古くから都会文化の中心があり、又南朝の忠臣北畠氏の居城があり、全国の参宮道者を集めたと同時に、伊勢商人は広く全国的に活動したものであり、書札の必要上又記簿の必要上、文字に親しむことが多かつたのであり、斯うした色々の関係から、文化の苗床は処々に存したと言つてよく、風流文雅の素地も一般に高かつたと見られる。

『職原抄引事大全』が世に出たのは、植木悦の紹介のところで述べたように万治二年（一六五九）である。津藩が植木を召し抱えたのは寛文二年（一六六二）である。植木悦が『職原抄引事大全』を著した理由は、明らかではないが、石村貞吉著『有職故実研究』（昭和三十一年

年九月、学術文献普及会）には、

然るに、江戸時代に及んで、太平日久しく、文運隆昌を極めることとなり、平安時代の、礼法、官制、服制等を伝へてゐる公家に於ては、既に平安時代と、年代を隔てること、八百余年の速きに及び、その礼法の精神、習俗の正否等、不明の点が少くないこととなり、又武家に於ても、同じく、鎌倉室町時代の幕府の、礼法、武具、甲冑等を伝へながらも、四百余年、乃至は二百余年を隔ててゐるために、其の精神、意義、實際を詳にすることが、出来なくなつてしまつたので、公家、武家、共に、その当時の社会制度の下に於ける事情に應ずる必要からして、文献又は遺物を基礎として、或は伝承の過誤を糺さうとし、或は前代の実相を把握し、典型的な本来の形に近づかうとする試みが起つたのであつた。それが、即ち有職故実の学なのであつた。もとよりいつの時代にも、之に類似した、回顧的な、研究的な、現在の時代を是正しようとする企図は、あるにはあつたが、この時代程に、盛に、系統的に、適切には、行はれなかつたのである。

こんな事情からして成立した学である関係上、有職故実の学は、単に知識の正確を期するを目的とするばかりでなく、一方では、社会の實際生活に応用されるべき性質を兼ね具へたものであつた。随つて、江戸時代の初期に於ては、公家の間では、殊に堂上家の中に、有職を家職としてゐた家々では、伝承のみを金科玉条として株守し、之を踏襲することの正しいことを主張して譲らなかつたのに対して、民間学者は、国史記録等の文献を根拠として、古制を厳密に調査研究して、伝承を批判したので、その間、往々

にして意見の相違を来し、之に基づく論難等も行はれるに至った。又武家の方面に於ても、兵法家などと称する徒輩が起つて、近世の軍談伝説等に拠つて新説を立て、これに自家の創意を加へたりなどして、正史実録に基づいて解説をなす学者との間に、見解を異にして、互に論難排擠して相容れないものがあつた。

とあり、あるいはこのような流れだったのかもしれない。『職原抄引事大全』は最初に巻目、巻首（巻物や書物のはじめの部分。上下からなる）があり、巻一から巻九へと続くが、巻首には後述する「職原抄起」の他にも具平親王から親房までの「親房系図」、「親房昇進次第」がある。「南朝の忠臣北畠氏の居城が」ある津藩にしてみれば、巻首にこれらを掲げる『職原抄引事大全』の著者植木悦は、津藩の価値を保障してくれるありがたい存在だったのではないだろうか。

津藩、久居藩と朝廷の直接的なつながりについて見てみると、伊勢神宮を通しての朝廷との関わりについては、『伊勢久居藩史（藤影記）』二 神宮警衛、及公の御性格」に、

御在職二十九年の長い間には色々の御事蹟（マツ）がある中に、頗る多数の士卒を動かされた事件は、神宮正遷宮警衛であつた。これは元禄二年九月執行の正遷宮式の警備であるが、高通公が此時引卒せられた侍の数は九十六人、之に附属する鉄砲組、弓組、槍持、具足持、若黨下人を計上すると非常な人員となる。公は九月八日の午後六時に久居城を出発せられ、豊原で御小憩の後、徹夜南行して、翌九日の午前八時頃に宇治に着、十四日迄警衛及其の附帯事務に鞅掌せられ、同日午后山田を出発して、初夜八時頃に帰城

せられた。簡単に言へば是れだけの事であるが、正遷宮に付ては種々の式礼もあり、奉幣使（筆者注―勅命によつて、奉幣のために山陵・神宮・神社に向いた使者）とか、上使（筆者注―幕府・藩などから上意を伝えるために派遣された使い）とか、それ等に対して色々な事があつて、頗る煩鎖な任務がある。公が侍以下に対して取締上の心得方を訓示せられた事項中には、喧嘩口論は勿論、酒、煙草は一切禁断、月代の延びぬやう、燈火の外、火の氣は一切無用といふ類の微細な点にまで、注意が周到に行届いてゐる所から考へても、此の警衛任務の甚だ面倒なものであつた事が知れる。而も又之によりて公が平素敬神の念に篤く、職務に対して慎密を旨とせられた事をも想像し得るのである。

とある。同じく久居藩に関しては、初代藩主藤堂高通の紹介のところ
で述べたように、代々柳の間に候じ、城主の班に列している外様大名で、五万石という条件からも推測されるように、「勅使御馳走役（注）」を仰せつかる可能性が十分に考えられ、高通の紹介のところ
で述べた「天和元年（一六八一）には命により勅使関白九条輔実を接待」（『伊勢久居藩史（藤影記）』「累世年譜略」による）というのも、あるいはそれかもしれない（二代目久居藩藩主高堅以降の勅使接待については、ここでは触れない）。幕府を介した津藩と朝廷のつながりについては、『津藩』に、

家康は、朝廷対策として、武家官位の將軍推挙・無定員の約束をつくりだすとともに、慶長一七年（一六一七）に一七歳の後水尾天皇の女御として六歳の孫（秀忠七女）である和子（まご）（のち東福

門院)の入内を提案していた。朝廷は紛糾したため、高虎(筆者注―津藩初代藩主)は、家康の内意をふくんで上京し、前から親交のある近衛信尹(後水尾天皇伯父)に朝議取りまどめを申入れた。高虎は後陽成上皇に謁して、事情と事の進捗を説得した。これが効を奏して朝議一決となり、承諾の旨が家康に伝えられた。

高虎の近衛家との親交は、官位叙任の際に藤堂家を藤原氏支流とした縁による。高虎は、天正一五年(一六八七)の島津攻略の軍功を秀吉に認められ、従五位下佐渡守に叙任され、紀伊粉河で二万石の大名に封じられた。その時、藤原氏支流の立場を選び、近衛家を本宗(宗家)と仰ぐことになった。高虎が、自分の行動・思考の範囲に入る事柄の一つとして朝廷のことを意識し始めるのはこの頃からと思われる。近衛家との親交はその後も続き、信尹の養子信尋(後水尾天皇弟。内大臣・右大臣・左大臣・関白を歴任)が江戸に下向するときは、津藩の藩邸をしばしば訪れた。

とあり、幕府の藤堂高虎に対する信頼、津藩と朝廷との強いつながりがうかがえる。津藩初代藩主藤堂高虎が、神格化され、後の津藩・久居藩藩主達の模範となったことは周知であろうが、そうであるならば、藤堂高久や藤堂高通を考える上で、この藤堂高虎の対朝廷の功績を見過ごすことは出来ない。植木悦の著した『職原抄引事大全』は、朝廷の仕組みや儀式的な側面まで網羅されているが、津藩、久居藩が植木を召し抱えたのは、あるいは彼の朝廷に関する知識を当てにしては考えられないだろうか。兵学者と有職故実学者、ともに藩にとつて必要だったのであり、その意味で植木を召し抱えることは一挙両得だったのではないだろうか。

津藩は、藩内に北畠氏の居城や伊勢神宮がある、三十万石を上回る(元禄十年の時点で、本藩二十七万九百五十石余、支藩五万三千石)、将軍家からの信頼もあつく朝廷とのつながりも密な独特な藩で、そういう意味では津藩だけを見ても「藩と朝廷のつながり」という一般論は成り立たないかもしれない。しかし、藤堂高虎の和子入内事件などはともかく、朝廷との関わりにおいて藤堂藩と他藩の重なる部分(勅使御馳走役など)もまた多く存在するであろう。福井久蔵著『諸大名の学術と文芸の研究』(昭和十二年五月、厚生閣)には、朝廷と諸藩のつながりについての言及があるが、例えば、

守山侯松平頼寛の弟にして松平侯の嗣となりし松平頼恭は字は子敬白岳と号す。英明の資、享保八年養父頼桓の後を受け、人才を黜陟し、学問を奨励し、賑恤を念とし、節儉を以て下を率ゐ、製糖等の殖産につとむ。平居、尊王の志篤く、大日本を読み後小松天皇以後の帝紀のなきを憂へ、儒臣に命じ旨を授け称光天皇以下の本紀五巻をそ草せしめ、みづからこれを検討し、後藤世釣を総裁とし史館を開きこれを完成せんとす。偶々病にかゝりて果さずして歿す。頼恭また朝典の復興を希ひ、礼儀類典を求むるに水府に完本なきを慨し、二条家に憑りてその残欠を補写せしむ。世釣が職原鈔考證を著し、もまた侯の志を成したるものといふ。

といった記述が見られる。随って、『職原抄引事大全』が、どういった目的で、どういった人の手に渡ったのかは、まだはつきりしていないが、その多様な目的と購買層を探るには、購入者を調べることも大切だが、その本の内実を問うこともまた必要であろう。そこで、本稿

では次に『職原抄引事大全』の内実を津藩、久居藩との関わりを念頭に置きつつ問うてみたい。
(河内)

三 『職原抄引事大全』

最初に『職原抄引事大全』の書誌について簡単に述べる。九州大学附属図書館には三本の『職原抄引事大全』があり、今回は「支子文庫蔵本」を用いた。

書型 大本。十一卷八冊。整版本。

装訂 四つ目袋綴じ。

表紙 濃き縹色(縦二七・六センチ 横一九・六センチ)。後補。

題僉 左肩に子持枠で『新版 職原抄大全』と墨書する書題僉(縦一九・一センチ 横四・一センチ)。

刊記 萬治貳己亥年正月吉且 吉田庄左衛門板行

料紙 楮紙

匡郭 双辺。縦二一・三センチ 横一六センチ。

行数 每半葉一八行。

内題 職原抄引事大全卷・職原抄引事大全卷首・職原抄引事大全卷之一く九

構成 「卷目」一四丁、「卷首」五十九丁(卷首上三十五丁、下二

十四丁)、「卷一」二十一丁、「卷二」五十丁、「卷三」五十

丁、「卷四」三十八丁、「卷五」三十六丁、「卷六」五十五丁、

「卷七」五十四丁、「卷八」十七丁、「卷九」五十一丁、(総

四四五丁)

蔵書印 見返しに「九州大学／図書館」(墨文陽刻)、本文一丁才に「支子文庫」(朱文陽刻)。「鳳珠山蔵書」(朱文陽刻)。

『職原抄引事大全』は周知のごとく『職原抄』の注釈書である。「巻首」については後述するが、ここでは「巻一」から「巻九」までの内容について簡略しておく。版本『職原抄』は上下二冊になっているのが普通で、『職原抄引事大全』の「巻四」までがその上巻に当り、残りの中「巻七」までが下巻に当る。また、「巻八」は「職原補遺」の注釈であり、「巻九」は「職原後付」の注釈である。

次は「巻目」の解題である。巻目には「職原抄引事大全目録」と題する目次(目録に掲げられた標目は、本文の標目とは必ずしも一致しない)と「職原抄引事大全引用書目録」がある。「職原抄引事大全引用書目録」は「大全凡例」に「若し讀む人和漢分ち難きこと有らば、辨者首卷に記す所の引用書目録を以て之を知るべし」とあるように、「和書」と「漢書」からなる(「大全凡例」については後に述べる)。「和書」は、

底本

『世継物語』、『榮花物語』、『百寮訓要抄』、『中院抄』、『安保二條抄』、『清三位宗尤抄』、『惺窩首書』、『源氏物語抄』、『菊亭右府大臣書禮』、『日本書紀』、『續日本紀』、『續日本後紀』、『文徳實録』、『三代實録』、『類聚國史』、『延喜式』、『公卿補任』、『令義解』、『弘仁格』、『江家次第』、『旧事紀』、『古事紀』、『紹運録』、『大系圖』、『新撰姓氏録』、『弘安禮節』、『風土記抄』、『神皇正統記』、『元亨釋書』、『禁秘抄』、『拾芥抄』、『朝官當唐官略抄』、

『扶桑略記』、『百官唐名抄』、『公事根原』、『卜部神代抄』、『日本紀纂疏』、『和漢朗詠集』、『本朝文粹』、『善隣國寶記』、『合運録』、『東鑑』、『下學集』、『源氏物語』、『平家物語』、『相傳書』、『大鏡』、『増鏡』、『水鏡』

のようなものがあげられており、「漢書」は、

『周禮』、『尚書』、『左傳』、『禮記』、『詩經』、『爾雅』、『孔子家語』、『老子』、『莊子』、『白虎通』、『風俗通』、『說文』、『韻會』、『字彙』、『史記評林』、『前漢書』、『後漢書』、『三國志』、『晉書』、『宋書』、『隋書』、『唐書』、『通典』、『事物紀原』、『書言故事』、『秘笈新書』、『初學記』、『通鑑綱目』、『文選』、『杜律集解』、『山谷』、『職林』、『古今原始』、『宣明曆』、『十三經注疏』、『事文類聚』

のようなものがあげられている。また、「引用書目録」には記されていない引用書も多数あり、例えば「和書」では『百人一首鈔』『花鳥余情』『白氏文集』などが、「漢書」では『水土抄』『勻會』『東史』などが注釈本文に引用されている。

続いて「巻首」についてである。「巻首(上)」は冒頭に「職原抄起」があり、「本朝歴代官位次第」、「御服の事相伝に云ふ」と続くが、まず「職原抄起」の全文を書下し文にすると、次のようになる。

職原抄は人皇九十八代光明院の代、曆應年中北また 皇はたけ 准后源の親房の選ぶ所なり。親房は具平親王(くへい)の苗裔村上源氏なり。系圖左

に記す。後醍醐の天皇の臣なり。天皇芳野に播遷す。之を南朝と謂ふ。又南帝と曰ふ。此の時親房法名宗玄、天皇に従ひて芳野に在り、而して此の『職原抄』を作るなり。

凡そ異朝立官の始めは『前漢書』卷第十九に曰く、易の叙に宓戲(ふし)・神農・黃帝(こうてい)教(お)を作し、民を化して、其の官を傳述す。以爲らく、宓戲龍師官に名く。神農火師火を以て名く。黃帝雲師雲を以て名く。少昊(しょうこう)鳥師鳥を以て名く。顓頊(せんき)より以て民師と爲し、而して以て民事を命じ、重黎(ちゆうれい)・句芒(くまう)・祝融(しゆくゆう)・后土(こうど)・蓐收(るしゆう)・玄冥の官有り。然して已上なり。書經に唐虞の際を載す。羲和四子に命じて天文に順ひ民時を授く、咨四岳以て賢材を擧げ、側陋(せいろ)を揚げ、十有二牧遠きを柔らげ邇きを能くし、禹司空と作て水土を平らげ、棄后(きこう)稷と作て百穀を播し、禹司徒と作て五教を敷き、咎繇(たうぎょう)士と作て五刑を正し、垂共(すいきょう)工と作て器用を利し、益(えき)朕虞と作て草木鳥獸を育み、伯夷(はくゐ)秩宗と作て三禮(さんらい)を典り、夔典樂(けいでんがく)神人を和し、龍(りゆう)納言と作て帝命を出入す。夏殷亡聞す。周官則ち備はる。天官冢宰(てんがうささい)・地官司徒(ちがうしと)・春官司伯(しゅんがうしはく)・夏官司馬(げがうしま)・秋官司寇(しゅうがうしこう)・冬官司空(とうがうしこう)是を六卿と爲す。太師(たうし)・太傅(たうぶ)・太保(たうぼ)是を三公と爲す。少師(せうし)・少傅(せうぶ)・少保(せうぼ)是を三孤と爲す。又三少と爲すなり。秦・漢以下之を略す。本朝官位の始めは左に之を記す。

又皇帝王公の事、『史記』第一卷に民能く名づくること無きを神と曰ふ、民を靖(やす)じ法を則るを皇と曰ふ、徳天地に象るを帝と曰ふ、仁義往く所を王と曰ふ、民之に往販(おうはん)す、志を立て衆に及ぶを公と曰ふ、八方に執り應ずるを侯と曰ふ、執り行ふ所八方之に應ずるなり、善を揚げ簡(かん)を賦(ふ)するを聖と曰ふと云。

又異朝は其の姓胤(せいゐん)に依らず文武の至徳に任じて上位を擢(あ)ぶな

り。本朝上古の例又此の（かく）ことし。然るに近代官職各家々に相續す。故に攝政家、英雄家、名家、及び四道陰陽等の家々有り。然りと雖ども天下將軍家の世と成てより以來省中皆有名無實の職と爲る。此の書准后急名家を卑しくす。是其の謂れ無きに似たるなり。凡そ大臣の子、大臣に任ずるは常の例なり。但し大臣の子と雖ども不才を退くるは道なり。又名家と雖ども賢才を揚ぐるは是道なり。粟田在衡・菅原道真公等此の類多し。又准后の時を同ふす藤房卿は名家と爲りて大理に昇る。是賢名有るを何ぞ謗讟せんや。是准后の時名家權を執る故に悪めるか。或るひとの曰く、是親房名家無才にして幸に高官に昇るを誘るなり。凡そ官位の次、前官後官に因て攝家・名家に依らず、今に至るも異儀無し。假令名家先官の大納言にして清華後官の大納言なれば則ち名家上に付く、清華は下に着く此れ例なり。而とも又代將 相に至るの家尊敬すべき儀勿論なり。

又唐名は准后以前に之有り。橘廣相・島田忠臣之を勸ふ。『朝官當唐官略抄』一冊（廣相）・『百官唐名抄』一冊（忠臣）有るなり。准后も又之を執るか。或るひとの曰く、唐名は後代の人之を着る。親房之を記すに非ずと云ふ。是非なり。唐名は准后之を着る。下に詳かにす。又或るひと問ふ。曰く、先達此書を讀み、皆唐名の事を解せず。今唐名を註するは何ぞや。曰く、凡そ本朝の官、中華に比するを以て貴しと爲す。若し中華の聖代に比せずんば、後世誰れか之を貴ばん。其の始め徳仁禮信儀智の冠名有り。是聖代を慕ふに非ざるものならんや。其の後大化年に八省百官を置く、是唐人勅を奉りて作る。多くは大唐の制に准ず。是唐に准ずるに非ざるものならんや。今の世八省百官は則ち是なり。但し後代百官の

中減加有り。上古中華の徳世に准ず。又廣相・忠臣唐名を配す時、多く唐官を用ふ。之に因て予も又唐の『百官志』を以て本と爲す。漢・魏・晋・宋、之に次ぐものなり。蓋し後世『職原抄』を釋する人多くは短才或いは日域の書に涉りて未だ經史を知らず。之に因て先達注解せざるものなり。後人予が注解に足らざるもの有らば、之を補ひて後世の龜鑑と爲すべし。

又此の書名目家々點有り。今一はら清家の點を用ふ。或るひとの曰く、頭棟の古本『職原抄』を見るに、粗にして、唐名有りと雖ども省略す。今の本にしかず。

この「職原抄起」の構造を確認してみると、まず「職原抄は人皇九十八代光明院の代」から「天皇に従ひて芳野に在り、而して此の職原抄を作るなり」までをひとまとまりと考えることができ、以下、内容的に五つに分かれていますと考えられる。「凡そ異朝立官の始めは『前漢書』卷第十九に曰く」から「本朝官位の始めは左に之を記す」までが第一で、中国における立官の始めについて述べられており、「又皇帝王公の事、『史記』第一卷に」から「善を揚げ簡を賦するを聖と曰ふ」とまでが第二で、皇や帝、王や公の呼び方について述べられている。「又異朝は其の姓胤に依らず文武の至徳に任じて上位を擢ぶなり」から「而も又代將相に至るの家尊敬すべき儀勿論なり」までが第三で、家柄ではなく実力で位の上位が決められるということが述べられており、「又唐名は准后以前に之有り」から「後人予が注解に足らざるもの有らば、之を補ひて後世の龜鑑と爲すべし」までが第四で、唐名を誰がつけたのか、何故つけたのかが述べられており、「又此の書名目家々點有り」から最後までが第五で、『職原抄』といつても家

によって訓点などに違いがあることが述べられている。

第一から第五まではいずれも、最初のひとまとまりに見られる『職原抄』の内容について述べているが、例えば「凡そ官位の次、前官後官に因て撰家・名家に依らず、今に至るも異儀無し。仮令名家先官の大納言にして清華後官の大納言なれば則ち名家上に付く、清華は下に着く此れ例なり」(第三)は、『職原抄』の「参議大理者遇納言闕之時必任之上首参議縱雖為英雄不相争事也(下 十二(注13)丁表)」に対応していると考えられよう。そして「又三少と為すなり」(第一)は、『前漢書 卷第十九』には記述が見られないが、『職原抄』には「異朝上古少師少傅少保是云三孤又云」(上 九丁裏)とある。「職原抄起」は全体として北畠親房や『職原抄』が強調される形になっていると言えよう。

「本朝歴代官位次第」は、「食国政申大夫」、「棟梁臣」、「大臣」、「大連」、「冠位十二階を制す」、「爵位を制す」、「左右大臣」、「内臣」、「七色一十三階の冠を制す」、「冠十九階を制す」、「八省百官を置く」、「内大臣」、「太政大臣」、「冠階を制す二十六階有り」、「更に爵位の号を改め十二階四十八階と為す」、「朝服を制す」、「律令を撰ぶ」、「三十の位階」、「紗冠並びに烏帽子」の語釈だが、「職原抄起」の「本朝官位の始めは左に之を記す」を受けていると考えられる。

「御服の事相伝に云ふ」、「諸臣の指貫の事」は、礼服や喪服、朝服について、その色や裝飾等を身分や地位ごとに述べているが、(注3)の引用文に見られる「高虎公を仮に「大納言」の官に任ぜられ、其装束で参内し御簾の内へ御入りなされ」や、近衛家との親交のあったことを考えると、とりわけ津藩や久居藩は「御服の事」「諸臣の指貫の事」に関係があったのではないかと思われる。

「諸国積奠式の事」は、学校を盛んにするために、春と秋に学校の

隣に建っている孔廟をまつる儀式について、使う道具から係りの人数・配置まで詳しく述べられている。『藩学史談』『津藩文教の回顧』には、

津藩藩釁(筆者注)文政三年に津、四年に上野に建てられた。

発案は文化二年)の内容に就て他の列藩のそれと、さしたる相異の無い所は、事新らしく挙げることを見合せ、茲にはその特色とも認めらるべき若干の点のみを取出して見ると、その第一は、茲の大成殿(筆者注)孔子をまつる孔子廟正殿の名)には孔子に配享するに本朝の大儒吉備真備・菅原道真を以てしたことはである。我が邦の学校でも孔子を祀るのは、古くからのことであつて、積奠積菜の儀礼は既に大宝の学令中にも規定せられてあり、鎌倉室町時代唯一の学問所であつた足利学校でも、又肥後で菊池氏が建てた学宮でも、積奠の礼が行はれたことがあり、江戸時代に入つても幕府直轄の学校たりし昌平坂学問所や、長崎で向井氏が創め後幕府が幸した長崎聖堂を始め、諸侯によつて建てられたる数々の藩釁でも、概ね聖廟を建て、孔子を祀つたのであり、そしてこれに配する孔門の賢哲を以てしたものが多いのである。

とある。朝廷の積奠は室町時代に途絶え、江戸時代に幕府、諸藩が再興したということを考えると、この「諸国積奠式の事」も、津藩や久居藩、あるいはその他の藩にも無関係ではなかったと考えられる。

「封戸職田位田の事令條」は、身分や位ごとの封戸や職田について述べられている。

「諸節の祿法大蔵式」は、節(「正月七日」、「同十六日」、「同十七

日、「五月五日」、「九月九日」でもらえる禄について身分や位ごとに述べられている。

「馬料」は、馬の飼料にかかる費用の支給とその時期について、身分や位ごとに述べられている。

「税租賦役次上古の法なり。保元より以後此の法絶ゆ」は、「公田」、「租」、「地子」、「不堪佃田」、「交易雑物」、「口分田」、「調賦」、「戸」、「私田」の順に解説してある。ここまでで「卷首(上)」は終わりである。

「卷首(下)」は「年給の事 江次第の説」で始まり、院宮から、それぞれの年官について述べてられている。

「大内裏の図」、「八省院指図」は、図のあとにそれぞれの建物についての解説がなされている。

「位記式」は位階を授けるときに与える文書の書式の例が記されており、以下「詔書式」、「勅旨式」、「皇太子令旨式」も同様にそれぞれの書式例が記されている。藩主は位を持っているので、「位記式」などはどの藩主にも関係してはいよう。

「当時禁中図」は後光明院の時の図で、図のあとに「紫宸殿」、「清凉殿」、「殿上の間」、「常の御殿」、「御学文所」、「小御所」、「御休息所」、「紀錄所」、「外様御番所」、「内侍所」、「一の対屋」、「二の対屋」、「長橋の房」、「御見間」、「男居」、「御清所」、「台所」、「黒戸」、「落間」、「内々の番所」、「清所」の間取りや障子等について述べられている。

巻首下の最後は「大全凡例」で、少々長いがその全文を書下し文にすると、次のようになる。

一、親房の『職原抄』の注解は、古今已に評者文節を俛むと雖も、其の用ふべきは三四家の批評に過ぎず。所謂『百寮訓要抄』、『中院抄』、『清三位宗尤抄』、『惺窩首書』等なり。此の外數十家の抄有ると雖も、皆外國の書にして、畿内の禮を知らず。故に今之を取らず。凡そ官職は上古の禮にして、既に其の實絶えて年久し。故に三四家の評又省略有るは茲に因る。其の要を提げ、其の玄を鈎り、故典を蒐め、以て大備を成さんと欲するのみ。

一、官位職は本朝上古の遺禮なり。凡そ我が國に生まるる者は知らざるべからず。之を知るを欲する者は『職原抄』を讀むべし。而して審らかに大全を見よ。自然其の緒明辨なり。

一、八省百官は『周禮』と『唐百官志』を本として之を作る。故に親房『職原抄』を作る時、八省を以て六卿を配し、百官を以て多く唐制を引く。又粗『漢書』の例を提げて今『職原抄』を讀む人は、三書を以て本と爲すとは別の首尾なり。

一、『職原抄大全』に某式某式と謂ふは皆『延喜式』なり。所謂「中務式」、「式部式」、「治部式」、「民部式」、「彈正式」の類なり。某令と謂ふは皆『令義解』なり。所謂「官位令」、「職員令」、「戸令」、「選叙令」、「禄令」等の類なり。

一、『職原抄』は萬書の拔萃なり。故に今『大全』は皆其の本書を蒐め、以て之を註し、以て發明す。若し其の理未だ解せざる者は、臆説を以てし、相傳を以て書す。凡そ諸註に謂ふ「愚曰く」は是なり。

一、本朝の例は本朝の書を以て之を註し、異朝の例は異朝の書を以て之を註す。若し讀む人和漢分辨し難きこと有らば、首卷に記す所の引用書目録を以て之を知るべし。又本朝の例の中の出所

を考ふること有るは、必ず異朝の例を考ふるなり。譬へば三宮は本前漢に出で、三槐は本周に出で、三台は本黄帝に出づるの類なり。

一、唐名は上古配當すること無し。元慶年中、參議橘廣相『朝官當唐官略抄』を作る。從五位下嶋田忠臣『百官唐名抄』を作る。

此の二家配當して以來連綿皆之に准ず。親房『職原抄』を作る時、二人の撰に准じて之を配當するものなり。今『大全』其の唐名の原始出所を衰め考ふ。混雜せざるために、丸を畫きて唐名の二字を加へ、以て之を注す。凡そ此の唐名は多くは漢・唐の例なり。故に『前漢(書)』『百官表』、『後漢(書)』『百官志』、『唐百官志』を以て之を注す。若し三書當たらざれば魏・晋・宋・隋を以て粗之を補ふ。

一、『職原抄』本は南朝の客舎に在りて之を作る。故に一巻の書籍無く、考ふるに只意趣に随ひて之を記す。茲に因りて粗にして誤れる所有り。今皆本書を考へ之を正す。則ち丸を畫きて正誤の二字を加へ之を理す。

一、桃華老人追加の三十階は『令義解』と『公卿補任』とを本とするものなり。粗又本朝歴代の『書紀』を取る。但し三十階各唐名有り。是廣相忠臣の作に非ず。上古よりの配當なり。其の出所皆漢・唐の制なり。今數書を蒐め以て之を註す。

一、女官より以下卷終に至るは皆清原秀賢の追加なり。但し宮人十二司は『令義解』の抜き書きなり。上臈以下女孺に至るは『禁秘抄』の抜き書きなり。院司・關白家・僧官・位署書式は『拾芥抄』『弘安禮節』等の抜き書きなり。但し位署書式少しく『拾芥抄』と違ひ有るは粗意旨を加ふるか。十二階四十八階は『日

本紀』の抜き書きなり。左右衛門尉より以下略頌に至るは家書を以て之を載す。

一、『職原抄』位相當は「官位令」に准じ之を附す。故に「官位令」を以て本書と爲す。令外の官のごときは後代の諸書を鈎りて之を載す。凡そ八省百官は各其の職有り。職は「職員令」「延喜式」を以て本書と爲す。若し二書に載せざる有らば諸書を考へ之を載す。

ここで、先の「職原抄起」とこの「大全凡例」から、『職原抄引事大全』における『職原抄』の本文は、どの『職原抄』を用いたかについて、少し考えてみよう。

「大全凡例」に「則ち丸を畫きて正誤の二字を加へ之を理す」とあるが、實際、『職原抄引事大全』の「卷一」から「卷九」には、「正誤」という項目が全部で二十五箇所ある。例えば、「太傳太保『漢書』皆「太」に作る。今本「大」は謬なり」(『職原抄引事大全』「卷二」二丁表〜二丁裏)となつてゐるが、その「正誤」が注してゐる『職原抄引事大全』における『職原抄』の本文箇所も「唐名太保」となつてゐる。このことから、植木悦が、『職原抄』の本文を『職原抄引事大全』に写す段階で、自説に基づき訂正してゐることが分かる。

事実、我々の調べたところ、『職原抄引事大全』は、『職原抄』の本文には版本あるいは版本系の写本を用いてゐることは間違いないと思われるが、どの版本の『職原抄』とも異同箇所が百箇所以上ある。このことから、先に結論を言うと、『職原抄引事大全』における『職原抄』の本文は、どの『職原抄』を用いたのか特定することは困難である。それでも選択肢を絞れば、一致が一番多いという点では慶長勅版

『職原抄』が考えられるが、実際、植木悦が直接慶長勅版を見た可能性は高くないと思われる。また、「職原抄起」には「又此の書（筆者注―『職原抄』のこと）名目家々點有り。今一はら清家の點を用ふ」とある。それは訓点および振り仮名のこと、正保二年版と、『清家点職原抄』という題簽を持つ万治二年版とも十箇所以上異同が見られることから、どの本文を用いたのかは特定できない。^{（注19）} いずれにせよ推測の域を出ないことは先に述べた通りである。

最後に、『職原抄引事大全』の本文の表面的な特徴について簡略に述べたい。下段の右の図は『職原抄引事大全』（巻一、二丁裏）であるが、五行目に白抜きになつてゐる箇所がある。このような白抜きの箇所は「巻一」から「巻九」まで全部で百箇所あるが、それは引用文の中で登場している。本文の四行目の「五年春三月」のところから『日本書紀』の引用文が始まり、七行目の「是嫁於東宮聖徳」まで続くが、それに該当する箇所が左の『日本書紀』（巻二十、「敏達天皇」）である。二つを比較してみると分かれるように、白抜きの箇所は引用文にはない箇所である。即ち、これは著者が、注釈を付ける過程において、原典にはないところを補つた部分と引用文の本文とを区別するために白抜きにしたのではないかと思われる。

以上で『職原抄引事大全』『巻首』の解題は終わりだが、『職原抄』本文の注に当たる『職原抄引事大全』の「巻一」から「巻九」は言うに及ばず、このような内実の「巻首」も、津藩や久居藩、あるいはそれ以外の藩にも朝廷との関わりという点において意義があったことは間違いない。 「朝廷と藩のつながり」というテーマは、武家向けに朝廷のことを記した書物は『職原抄引事大全』だけではないので、

官後... 推古天皇二十九年
 春二月半夜... 推古天皇二十九年
 又推古帝者三十六年春三月...
 又敏達天皇... 推古天皇二十九年
 立皇太子... 推古天皇二十九年
 皇太子... 推古天皇二十九年
 皇正統... 推古天皇二十九年
 四十九天皇... 推古天皇二十九年
 御... 推古天皇二十九年
 在此攝政... 推古天皇二十九年
 古無皇子... 推古天皇二十九年
 見... 推古天皇二十九年
 皇... 推古天皇二十九年
 之... 推古天皇二十九年

五年春三月己卯朔戊午有司請立皇太子詔立
 豐御食炊屋姫尊為皇后是生二男五女其一
 曰菟道貝額皇女更名為草壁是嫁於東宮聖
 徳其二曰竹田皇子其三曰小墾由皇女是嫁
 於彥人太兄皇子其四曰鷗鷯守皇女更名為
 其五曰尾張皇太子其六曰甲眼皇女是嫁於息
 長足日廣額天皇其七曰櫻井弓張皇女
 六年春二月甲辰朔詔置日祀部私部夏五月

それ以外の本も視野に入れつつ、その内容から入手目的、各藩の朝廷のことに精通した藩士などの観点より、多角的、多層的に掘り下げていく他ない。本稿は「朝廷と藩のつながり」に関する材料を少々提示したに過ぎないが、これからの研究のための一歩となればそれに越したことはない。

(金・河内)

注

1 梅原三千著『伊勢久居藩史(藤影記)』(昭和四十六年七月、三重県郷土資料刊行会)には次のようにある。

- 一、表一の門、丸木にすぎ門、并二間は長屋門に可致候事
- 一、塀下の土置候儀高さ一間より内可致事
- 一、屋敷廻、并総構の塀無用、水はき計^{はき}可然事
- 一、門の石垣一円無用、芝土手一間より内可致事

一、風早の井手総構の外へ出し候共、塀に相見え不申様に可然候事

諸侯の城郭は幕府の重大問題であるから、築塁の設計に付ては慎重審議の上、多少の干渉が来るのは寧ろ当然である。為めに右の通り設計の変更を命ぜられて、最初の考案通りに築城は出来なかつた。恁んな事で進行も稍後れたものか、植木由右衛門が、最後の築城設計に着手したのは、同年の八月で、それが出来上つたのは十月であつた。

2 勅使の江戸参向は、毎年、將軍家から京都朝廷へ年始の祝儀の使者を上落させ、その答礼として勅使が江戸城へ下向する例年の行事である。その勅使を接待する役として毎年二人の勅使御馳走役が、江戸城柳の間詰の家格、三万石以上十万石までの大名から選任されて命じられた。幕府から大名に命じら

れる平時の役目は戦時の兵役と同様だから、下命されたからには辞退できない。接待費用については御馳走役の自己負担による。

3 この和子入内の一件については、中村勝利編『藤堂藩・諸士軍功録』(昭和六十年四月、三重県郷土資料刊行会)が大いに参考になるが、そのなかには、「元和六年六月、秀忠公之御姫君御入内、女御に立たせ給う趣、公武雙方御相談であつたが、武家より立后の儀式は無くとも申され話は停滞したままであつたが、高虎公を御相談として秀忠様より京都へ遣わされ、主上御直々に御相談、奏聞の旨も聞かれるとの事に、高虎公を仮に「大納言」の官に任せられ、其装束で参内し御簾の内へ御入りなされ、主上も御笑談遊ばされ候と。扱とにかく武家よりの御入内は先例がないから、ととのえられないと勅諭があり、それより高虎公御退座の上、五撰家其外公家衆へ仰せられ候は「先例をいわれるなら、その昔武家の指図に背いた天子を左遷した例もある。自分は関東より命をうけ上落したのに、事が調わねば手をつかねて江戸に帰る事は出来ない。入内に同心なしと決まれば、恐れながら天皇に左遷をすすめ、自分は不調法の責任をとって切腹するまでである。そのように御心得なされ」と言いつて退出した。このあらかない様子に公家衆は折れ、所司代と相談して入内の事が決定した。此儀ただく^{高忠}高山公の御才智ゆえ相調候者也。以上。

(『藤堂家記』(漢文)を訳し参考とす「より」といった一節も見られる。先例にこだわる朝廷側の対応や、藤堂高虎が大納言として振舞っていることが読み取れる。

4 「宓義」は中国の伝説上の帝王で、太皞宓義氏の時、龍の瑞祥があつたから、龍を以つて官を紀した。「神農」も中国の伝説上の帝王で、人身牛首、人民に耕作を教えたところからそのようにいう。五行の火の徳によつて王となつたので炎帝ともいう。「黄帝」も中国の伝説上の帝王で、蚩尤の乱を平定し、推されて天子となる。舟車・家屋・衣服・弓矢・文字をはじめ作り、音律を

定め、医術を教えたと言われている。

5 「黄帝」の子。其の即位の時、鳳鳥が現れたので、官に名づけるに鳥名を以つてした。

6 中国の伝説上の五帝の一人。黄帝の孫。少昊の後を受け、高陽に都をつくり、重黎に命じて天地を分かち、曆を作ったと言われている。

7 「唐」は「陶唐氏」の略で堯、「虞」は「有虞氏」の略で舜のこと。

8 義氏・和氏、即ち、義仲・和仲・義叔・和叔の四人の子。四方の諸侯のことを分掌する官で、四岳ともいう。

9 身分のいやしいこと。また、その人。卑賤。

10 藤原藤房（二二九五〜一三八〇）吉野朝の延臣、中納言。権大納言宣房の長子。初名惟房。後醍醐天皇に仕えて左大弁に任ぜられ、参議を経て中納言に進み、更に左兵衛督檢非違使当を兼ねて正二位に叙された。

11 英雄家のこと。摂政家より下、名家より上の家柄。

12 『職原抄引事大全』「職原抄起」の原文は以下の通りである。

職原抄者人皇九十八代光明院代曆應年中北畠准后源親房所選也親房者具平親王苗裔村上源氏也系圖記左後醍醐天皇臣也天皇播遷芳野謂之南朝又曰南帝此時親房法名宗玄從天皇在于芳野而作此職原抄也凡異朝立官之始者前漢書卷第十九曰易叙宓義神農黃帝作教化民而傳述其官以爲宓義龍師名官神農火師火名黃帝雲師雲名少昊鳥師鳥名自顛頊以來爲民師而命以民事有重黎句芒祝融后土尊取玄冥之官然已上矣書經載唐虞之際命羲和四子順天文授民時咨四岳以舉賢材揚側陋十有二牧柔遠能邇禹作司空平水土棄作后稷播百穀禹作司徒敷五教咎繇作士正五刑垂作共工利器用益作朕虞育草木鳥獸伯夷作秩宗典三禮夔典樂和神人龍作納言出入帝命夏殷亡聞焉周官則備矣天官冢宰地官司徒春官宗伯夏官司馬秋官司寇冬官司空是爲六卿太師太保是爲三公少師少傅少保是爲三孤又爲三少也秦漢以下略之本朝官位之始左記之又皇帝王公之事史記第一卷民無

能名曰神靖民則法曰皇德象天地曰帝仁義所往曰王民往販之立志及衆曰公執應

八方曰候所執行人方應之也揚善賦簡曰聖云々又異朝者不依其姓胤任文武之至德擢上位也本朝上古之例又如此然近代官職各相續家々故有攝政家英雄家家及四道陰陽等家々雖然天下成將軍家世以來省中皆爲有名無實職此書准后急卑名家是似無其謂也凡大臣之子任大臣常例也但雖大臣之子退不才者道也又雖名家揚賢才是道也粟田在衡菅原道真公等此類多又准后同時藤房卿爲名家昇大理是有賢名何謗議哉是准后之時名家執權故惡乎或曰是親房謗名家無才幸昇高官也凡官位之次因前官後官而不依攝家家家至今無異儀假令名家先官大納言而清華後官大納言則名家付上清華着下此例也而又代至于將相之家可尊敬儀勿論也又唐名者准后以前有之橘廣相島田忠臣勘之有朝官當唐官略抄一冊唐書百官唐名抄一冊唐書也准后又執之矣或曰唐名者後代人着之非親房記之是非也唐名准后着之下詳又或問曰先達讀此書皆不解唐名事今註唐名何哉曰凡本朝之官以比中華爲貴若不比中華聖代後世誰貴之其始有德仁禮信儀智冠名是非慕聖代者哉其後大化年置八省百官是唐人奉勅作多准大唐制是非准唐者哉今世八省百官則是也但後代百官中有減加上古准中華德世又廣相忠臣配唐名時多用唐官因之予又以唐百官志爲本漢魏晉宋次之者也蓋後世釋職原抄人多短才或涉日域書未知經史因之先達不注解者也後人有予注解不足者可補之爲後世龜鑑焉又此書名目有家々點今一用清家點或曰見頭棟古本職原抄粗雖有唐名省略而不如今本

13 『職原抄』本文の引用は慶長勅版（宮内庁書陵部蔵本の写真版）による。

14 『新唐書』の「百官志」のこと。

15 中国、周代の太師・太傅・太保の三公の異称。

16 「凡例」の原文は以下の通りである。

職原抄引事大全凡例

一、親房職原抄注解古今已評者雖倪文節其可用者不過三四家批評所謂百寮訓要抄中院抄清三位宗尤抄惶窩首書等也此外雖有數十家抄而皆外國書而不知識

内之禮故今不取之凡官職者上古禮而既絶其實年久故三四家評又有省略者因茲提其要鉤其玄蒐故典以欲成大備耳

一、官位職本朝上古遺禮也凡生我國者不可不知欲知之者可讀職原抄而審見大全自然其緒明辨

一、八省百官者本周禮與唐百官志作之焉故親房作職原抄時以八省配六卿以百官多引唐制又粗提漢書例今讀職原抄人以三書爲本別首尾

一、職原抄大全謂某式某式者皆延喜式也所謂中務式式部式治部式民部式彈正式類也謂某令者皆令義解也所謂官位令職員令戸令選叙令禄令等類也

一、職原抄者萬書之拔萃也故今大全者皆蒐其本書以註之以發明若其理未解者以臆說以相傳書凡諸註謂愚曰者是

一、本朝例以本朝書注之異朝例以異朝書注之若讀人有和漢難分辨者首卷所記以引用書目錄可知之又本朝例中有考出所者必考異朝例也譬三宮者本出于前漢三槐本出于周三台本出于黃帝之類也

一、唐名者上古無配當元慶年中參議橋廣相作朝官當唐官略抄從五位下嶋田忠臣作百官唐名抄此二家配當以來連綿皆准之親房作職原抄時准二人撰配當之者

也今大全衰考其唐名原始出所矣爲不混雜畫丸加唐名二字以注之凡此唐名者多漢唐例也故以前漢百官表後漢百官志唐百官志注之若三書不當者以魏晉宋隋粗

補之

一、職原抄本在南朝客舍作之故無一卷書籍考只隨意趣記之因茲粗有誤所今皆考本書正之則畫丸加正誤二字理之

一、桃華老人追加三十階者本令義解與公卿補任者也粗又取本朝歷代書紀但三十階各有唐名是非廣相忠臣作自上古配當也其出所皆漢唐制也今蒐數書以註之

一、自女官以下至卷終皆清原秀賢追加也但宮人十二司者令義解拔書也上臆以下至女孺者禁秘抄拔書也院司關白家僧官位署書式者拾芥抄弘安禮節等拔書也

但位署書式少與拾芥抄有違者粗加意旨乎十二階四十八階日本紀拔書也自左右

衛門尉以下至略頌以家書載之

一、職原抄位相當者准官位令附之故以官位令爲本書若令外官者鈎後代諸書載之凡八省百官各有其職職以職員令延喜式爲本書若有不載二書者考諸書載之職原抄引事大全凡例

17

『職原抄』は、写本と版本の間に、准大臣篇の有無や八省の記載順位（民部と治部の順位）などの違いがあるが（加地宏江著『中世歴史叙述の展開』（平成十一年七月、吉川弘文館）参照）、『職原抄引事大全』における『職原抄』の本文は版本系のものであると思われる。

18

『職原抄引事大全』には「萃庵曰く」という記述が見られる。萃庵とは『官職便覧』や、正保二年（一六四五）版『職原抄』の奥書にその名が見られる中原職忠である。

19

『職原抄引事大全』より成立時期の早い他の版本との関係については、慶長勅版本（慶長四年刊）には奥書に「吏部少卿清原秀賢誌」という記述は見られず、また慶長十三年刊古活字版にはその記述はあるが訓点および振り仮名が全くないので、『引事大全』の「職原抄起」でいう「清家の點」ということは植木悦が用いた可能性は無いと考えられる。

（きむ よんちゃん・九州大学大学院博士後期課程）
（こうち しげお・九州大学大学院修士課程）